

令和7年度

丹波の企業魅力情報発信事業

応 募 要 領

募集期間 **令和7年3月27日（木）～ 5月16日（金）**

丹波地域人材確保協議会

丹波県民局、柏原公共職業安定所、丹波篠山市、丹波市、丹波篠山市商工会、丹波市商工会、丹波雇用開発協会、管内高等学校等で構成し、構成団体相互の連携のもと、若者の人材確保等の取組を推進しています。

1 事業概要

丹波地域に働きがいのある企業・事業所がたくさんあることや地元就職して生き生きと働く若手労働者の声などの情報について、地元紙を活用して地域の若者やその保護者へ広く発信し、地元就職に対する関心を高め、若者の地域定着を促進する。

2 募集概要

(1) 概 要

若者人材の採用に向けて、地元紙の記事広告を活用し、情報発信に取り組む意欲のある企業・事業所を募集する。

選考後、掲載時期等を調整のうえ、新聞社の取材を受けていただき、アピールしたい魅力や若手職員の声、求めている人材などの情報を記事広告としてまとめ、情報発信する。

ア 募 集 概ね6者程度

イ 募集期間 令和7年3月27日（木）～ 令和7年5月16日（金）

ウ 記事広告 丹波新聞に掲載

エ 費用負担 広告経費の1/2負担（残り1/2は丹波地域人材確保協議会負担、ただし、協議会の負担限度額は50千円（税別）以内）

〔 標準広告規格は全6段（2～4面）。この規格の事業者負担は50千円（税別） 〕

(2) 応募要件

ア 丹波地域（丹波篠山市・丹波市内）に本社又は事業所がある法人、個人事業者であり、かつ、丹波篠山市商工会又は丹波市商工会の会員であること。

イ 新卒者、UJI ターン等の若手人材の採用予定があること。

ウ 若手職員へのインタビューや資料提供等について、十分な取材協力が得られること。

エ 次のいずれにも該当しない者であること。

（ア）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者。

（イ）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

（ウ）県又は市の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

（エ）県税、市税等を滞納している者

（オ）宗教又は政治活動を主たる目的とする者

（カ）暴力団又は暴力団若しくは暴力団員またはこれに準ずる団体等の統制の下にある者

(3) 申込書の提出

応募者は、提出書類に必要事項を記入し、本文書末記の提出先に、持参、郵送又は電子メールにより提出する。

(4) 選考等

応募者多数の場合には、丹波地域人材確保協議会において書類審査等を行い、決定する。

なお、必要に応じて、応募者に対して内容確認、ヒアリング等を行うことがある。

(5) 選考結果の連絡

選考の結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。

(6) 掲載時期、広告規格等について

取材や記事広告掲載の時期、広告規格等の詳細については、選考後に事業者と調整する。

(7) その他

取材協力が得られないとき、人材確保が応募目的でない場合など、本事業の要件が守られていないと判断したときは、当事業の利用を取り消しする。

3 書類提出・お問い合わせ

兵庫県丹波県民局県民躍動室地域共創課内「丹波地域人材確保協議会事務局」

〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原688

電話 0795-73-3783 fax 0795-72-3077

E-mail: tambakem@pref.hyogo.lg.jp